

3-5-2 個人事業者における消費税の申告・納付

Q 消費税の申告は、いつまでにすればよいのですか？また、どのように行えばよいのですか？

A 個人事業者の消費税の確定申告・納付期限は、原則その事業年度の翌年3月31日までに所轄税務署に申告する必要があるとされています。(3月31日が土日祝祭日の場合には、休日明けの日が期限となります)

(H)

解説

1. 消費税の申告の流れ

国税庁作成の消費税及び地方消費税の確定申告の手引きの一部を引用し、解説します。

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、付表1-1及び1-2①欄から③欄までと、付表2-1及び2-2を記入します。

step.1 課税取引の内容を整理する

令和元年分の区分経理された帳簿などから、課税取引金額計算表(表イ-1)に税率ごとに金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

step.2 課税売上高の合計額を計算する

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表(表イ-1)と、課税売上高計算表(表ロ)を使用します。

step.3 課税標準額を計算する

$$\text{課税売上高} \times \left(\frac{100}{108} \text{ 又は } \frac{100}{110} \right) = \text{課税標準額} \\ \text{(税込み)}$$

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

step.4 消費税額を計算する

課税標準額に税率を掛けて、消費税額を計算します。

$$\text{課税標準額} \times (6.3\%、6.24\% \text{ 又は } 7.8\%) = \text{消費税額}$$

課税取引金額計算表(表イ-1)で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表(表ハ)を使用して計算します。

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

$$\text{仕入れ等の金額} - \text{課税仕入れに} = \text{課税仕入高} \\ \text{ならないもの}$$

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-1及び2-2)を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税売上額(税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

step.8 課税売上割合を計算する

資産の譲渡等の対価の額(step.7)に占める、課税資産の譲渡等の対価の額(step.6)の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

$$\text{課税仕入高の合計} \times \left(\frac{6.3}{108}, \frac{6.24}{108} \right) - \text{仕入対価の} \times \left(\frac{6.3}{108}, \frac{6.24}{108} \right) = \text{課税仕入れに係る消費税額} \\ \text{(税込み)} \quad \text{又は } \frac{7.8}{110} \quad \text{返還等の金額} \quad \text{(税込み)} \quad \text{又は } \frac{7.8}{110}$$

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

※ 当課税期間における課税売上割合(step.8)が95%未満で、特定課税仕入れがある(事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた)事業者の方のみ計算が必要です。詳しくは、48ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に記入します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

※ 平成30年分において免税事業者であった方が、令和元年分から課税事業者となった場合、又は令和元年分において課税事業者であった方が、令和2年分から免税事業者になる場合には、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

※ 課税仕入れに係る消費税額 (step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額 (step.10)、課税貨物に係る消費税額 (step.11)、消費税額の調整額 (step.12) の合計額を計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

step.14~16 控除対象仕入税額を計算する

■ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

■ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.8) が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

<個別対応方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します。

注意
一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.17 控除過大調整税額を計算する

※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

※ 該当する場合に計算します。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

step.20 控除税額小計を計算する

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額の合計額を計算します。

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額又は⑥控除不足還付税額}$$

貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を計算する

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

$$\begin{array}{l} \textcircled{18}\text{差引税額} \\ \text{又は} \\ \textcircled{17}\text{控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{17}{63} \text{又は} \frac{22}{78} = \begin{array}{l} \textcircled{20}\text{納税額} \\ \text{又は} \\ \textcircled{19}\text{還付額} \end{array}$$

申告書（第一表及び第二表）に記入します。

step.24 申告書第二表を記入する

付表1-1及び1-2の金額を申告書第二表に転記します。

step.25 申告書第一表①欄から⑨欄までと、⑮⑯欄を記入する

申告書第二表並びに付表1-1及び2-1の金額を申告書第一表に転記します。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する

step.27 申告書第一表⑪納付税額を計算する

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

step.29 申告書第一表⑬欄から⑳欄までを記入する

付表1-1の金額を申告書第一表に転記します。

step.30 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する

step.31 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

step.32 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

step.33 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\begin{array}{l} \left(\textcircled{11}\text{納付税額} + \textcircled{22}\text{納付譲渡割額} \right) - \left(\textcircled{8}\text{控除不足還付税額} + \textcircled{12}\text{中間納付還付税額} + \textcircled{19}\text{還付額} + \textcircled{23}\text{中間納付還付譲渡割額} \right) \\ = \textcircled{26}\text{消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額} \end{array}$$

※/ 令和元年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）より引用

2. 提出方法

（1）消費税の確定申告書を税務署に持参して提出

直接、消費税の確定申告書を所轄税務署の受付に持っていき、提出します。

（2）消費税の確定申告書を郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。

收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した（複写式でないものについては、ボールペンで記載した）申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

(3) e-Tax

e-Tax は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出（送信）できます。

作成した申告書を（1）、（2）の方法で提出することもできます。

3. 納付方法

(1) 振替納税

振替納税の申込みは、翌年3月15日までに『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項をご記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出してください。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

(2) e-Tax による納付

自宅等からインターネットを利用して納付できます。

(3) クレジットカードによる納付

インターネットを利用して専用の Web 画面から納付できます。

(4) QR コードによりコンビニエンスストアで納付

ご自宅などで、確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用 QR コード作成専用画面から納付に必要な情報を QR コードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※納付できる金額は30万円以下となります。

(5) 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付。

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。